収集日の確認をお願いします

－平成25年度「家庭ごみ収集計画表」－

今回、広報の折込として、平成25年度の「家庭ごみ収集計画表」(薄緑色)を各戸に配布しています。

ごみを出す際には、この計画表によりご自分がお住まいの地区の収集日等を確認し、分別を徹底した上で計画的に排出されますよう、ご協力をお願いします。

引越しごみについて

町では、引越し等で一度に多量のごみを排出することを禁止しています。自己搬入するか、少しずつ計画的に排出する等のご協力をお願いします。

◆**自己搬入日**：毎週月・水曜日、第１・第３土曜日　９時～16時まで

【自己搬入の注意点】

- 不燃ごみと粗大ごみは別々に計量しますので、搬入の際はご注意願います。
- 自己搬入手数料（不燃ごみ：250円／10kg、粗大ごみ：300円／10kg）がかかります。

【収集・運搬許可業者へ搬入を依頼する】

- 一般廃棄物の収集・運搬許可業者へ依頼し、処分場へ搬入することができます。
- 収集や運搬を依頼した場合、自己搬入手数料の他に許可業者への運搬費が別途発生しますので、詳細については下記の許可業者へ確認をお願いします。

◆**町内の許可業者**：㈱アクセプト（☎59－1215）、㈲小平清掃公社（☎56－2740）

事業系ごみについて

店舗・会社・工場・事務所等の営利を目的とするものだけではなく、病院・学校・官公署等の広く公共サービス等を行なっているところや、個人営業も含めて、事業活動にともなって生じた廃棄物（事業系ごみ）は、事業者自らの責任において適正に処理していただくことになります（法律により）ので、事業所で発生した産業廃棄物以外の一般廃棄物はごみ処理場へ直接搬入するか、組合が指定した「ごみ収集・運搬許可業者（町内の許可業者　㈱アクセプト、㈲小平清掃公社）」に収集の依頼をしていただくことになります。

事業所のうち、小規模の住宅併設事務所・店舗の少量のごみについては、下記の基準を満たした場合、組合が収集する家庭ごみと同様に排出することができます。

	対　象　基　準
①	事務所・店舗に住居が一体化して併設されている事業所
②	飲食店のうち、経営者が通いで、家庭生活の場(住居)が分離されており、店内での生ごみを自宅に持ち帰る事業所
③	ごみ質に関係なく、年間排出量が500kg 以下（１週間で約10kg 以下）

※対象となるのは①及び②の事務所・店舗で、③に該当することが条件です。
※事前に生活環境課へ届出が必要です。(届出の内容の実態確認後、文書をもって指定)
※届出に必要な書類は、生活環境課及び各支所にありますので、３月15日(金)までに届出をしてください。

新しいごみ袋の販売について

新年度から新たに変わる「指定ごみ袋」及び「粗大ごみ処理券」は、３月23日(土)から販売を開始します。

４月からの新しいごみの分別に向けて、事前の準備をお願いします。

※新しいごみ袋で排出できるのは、４月１日(月)からですので、お気を付けください。